

教保体第778号
平成26年8月22日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

危険ドラッグの危険性の周知について（通知）

薬物乱用防止教育の推進につきましては、日頃よりご指導いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、危険ドラッグについては、平成26年7月29日付け教保体第718号「薬物乱用防止教育の更なる充実について」で通知し、すでにご対応をいただいているところです。

しかしながら、危険ドラッグは引き続き若年層での使用が目立ち、標記について、平成26年8月21日付け薬第525-1号で保健医療部長より別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、別添写しをもとに、新学期開始や薬物乱用防止教室等の機会をとらえ、危険ドラッグの危険性について一層の御指導をお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管内の学校へ周知くださるよう併せてお願いいたします。

担当： 県立学校部保健体育課
健康教育担当 成澤 一美
電話： 048-830-6963
FAX： 048-830-4971



薬第525-1号
平成26年8月21日

教育委員会教育長 様
(保健体育課)

保健医療部長

危険ドラッグの危険性の周知について (依頼)

薬物乱用対策の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、合法ハーブ等と称して販売される薬物等(危険ドラッグ)を使用した者による、二次的な事故や犯罪及び健康被害が全国で多発し、社会問題となっております。

このような中、貴委員会が開催する薬物乱用防止研修会や各学校で開催される学校保健委員会等で、危険ドラッグを取り上げていただくよう平成26年6月9日付け薬第188-1号により依頼したところです。

しかしながら、危険ドラッグは引き続き若年層での使用が目立っており、青少年に対する啓発が急務であるとともに重要であると考えています。

つきましては、県内公立小・中・高等学校の新学期開始や薬物乱用防止教室等の機会をとらえ、下記事項について生徒等に啓発くださいますよう、改めて教育関係機関に周知方お願いいたします。

記

- 1 合法ハーブ等と称して販売される危険ドラッグの多くは違法な薬物であること。
- 2 危険ドラッグは人体に大きな影響を与え、時に使用者を死に至らしめること。
- 3 危険ドラッグを使用したことにより、事件・事故を起こして人を傷つけるおそれがあり、極めて危険な薬物であること。



担 当 : 薬務課薬物対策担当
電 話 : 048-830-3633
FAX : 048-830-4806